

別表第5 砂川市営テニスコート使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分			金額			
			1日	半日	その他	
			8時～16時	8時～12時又は12時～16時	8時以前又は16時以降	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	個人使用	小・中学生	1面・1時間 110 回数券（11回券） 1,100	1面・1時間 77 回数券（11回券） 770	
			高校生	1面・1時間 154 回数券（11回券） 1,540	1面・1時間 110 回数券（11回券） 1,100	
				一般	1面・1時間 220 回数券（11回券） 2,200	1面・1時間 154 回数券（11回券） 1,540
		専用使用	小・中学生		704	352
			高校生	990	495	352
			一般	1,408	704	495
	入場料等を徴収する場合	小・中学生	最高入場料金の50人分	最高入場料金の30人分		
		高校生	最高入場料金の60人分	最高入場料金の40人分		
		一般	最高入場料金の70人分	最高入場料金の50人分		
	営利を目的として使用する場合	入場料等を徴収しない場合		8,250	4,125	2,761
		入場料等を徴収する場合		最高入場料金の100人分	最高入場料金の70人分	
		放送設備一式		1,100	550	
夜間照明設備			1面・30分間	250		
立売り販売			2,200	1,100		
管理棟			1,650	825	日の出～8時 825	
					16時～21時 1,650	

## 備考

- 1 砂川市民がアマチュアスポーツに使用し、入場料等を徴収しない場合は、使用料（夜間照明設備及び立売り販売使用料を除く。）を無料とする。
- 2 専用使用とは、4面以上で16名以上の使用とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合（営利を目的として使用する場合）の使用で、2以上の時間区分にわたって使用するときは、区分ごとの使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収しない場合（営利を目的として使用する場合）の使用で、時間区分内の使用が2時間以内のときは、当該区分の使用料の50%を、2時間を超え4時間以内のときは当該区分の使用料とする。
- 5 入場料等を徴収しない場合（営利を目的として使用する場合）の使用で、時間区分を超えて使用したときは、前項の算出に準じて算出した使用料を加算する。
- 6 営利を目的として使用する場合の放送設備一式の使用料又は立売り販売の使用料は、半日以内のときは半日の額を、半日を超えるときは1日の額とする。
- 7 入場料等を徴収する場合の使用料は、当該入場者が使用料算出の基準となる人数未満の場合は当該実入場者数により算出する。ただし、当該算出使用料が入場料等を徴収しない場合の使用料に満たないときは、入場料等を徴収しない場合の使用料とする。
- 8 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。